

装官総第3830号
29.3.24
一部改正 装官総第2734号
令和元年6月21日
一部改正 装官総第17716号
令和2年12月24日

防衛技監
長官官房各装備官
長官官房審議官
長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官 殿
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

防衛装備庁における航空機の搭乗について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。
なお、装官総第11号（27.10.1）は廃止する。

添付書類：別紙

防衛装備庁における航空機の搭乗について

1 趣旨

この通達は、航空機の使用及び搭乗に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第2号。以下「訓令」という。）第13条の規定に基づき、防衛装備庁における航空機の搭乗に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所属長 長官官房審議官及び内部部局の部長並びに施設等機関の長をいう。
- (2) 部長等 長官官房審議官及び内部部局の部長をいう。
- (3) 他自衛隊 防衛装備庁以外の自衛隊をいう。

3 防衛装備庁に所属する航空機への搭乗

- (1) 内部部局の隊員（防衛技監を含む。以下同じ。）の防衛装備庁に所属する航空機への搭乗は、防衛装備庁長官（以下「長官」という。）の承認を受けなければならない。
- (2) 部長等は、その所掌事務に関し、内部部局の隊員が防衛装備庁に所属する航空機に搭乗する必要がある場合には、別紙様式第1により、長官官房総務官（以下「総務官」という。）の合議を経て、長官に申請するものとする。
- (3) 長官は、搭乗を承認した隊員の搭乗について、岐阜試験場長（以下「場長」という。）に通知するものとする。
- (4) 施設等機関の長は、所属の隊員が防衛装備庁に所属する航空機に搭乗する必要がある場合には、別紙様式第2により、場長に対し、搭乗を依頼するものとする。
- (5) 場長は、前号の隊員の搭乗を承認したときは、その旨を当該施設等機関の長に通知するものとする。
- (6) 前2号の規定は、他自衛隊の隊員の防衛装備庁に所属する航空機への搭乗手続について準用する。

4 他自衛隊に所属する航空機への搭乗

- (1) 部長等は、その所掌事務に関し、内部部局の隊員が他自衛隊に所属する航空機に搭乗する必要がある場合には、別紙様式第3により、総務官の合議を経て、長官に申請するものとする。

- (2) 長官は、搭乗の必要を認めた隊員について、当該他自衛隊の規則に基づき、当該他自衛隊の航空機使用者に対し、搭乗を依頼するものとする。
- (3) 施設等機関の長は、所属の隊員が他自衛隊に所属する航空機に搭乗する必要がある場合には、当該他自衛隊の規則に基づき、当該他自衛隊の航空機使用者に対し、搭乗を依頼するものとする。

5 自衛隊に属しない航空機への乗組み

所属長は、所属の隊員が自衛隊に属しない航空機に乗り組む必要がある場合には、別紙様式第4により、総務官の合議を経て、長官に申請し、その承認を受けるものとする。

6 部外者の防衛装備庁に所属する航空機への搭乗

- (1) 所属長は、その所掌事務に関し、部外者（既に訓令第6条各号又は第7条第1項各号のいずれかに該当している者を除く。）が防衛装備庁に所属する航空機に搭乗する必要がある場合には、当該部外者に別紙様式第5の提出を求め、意見を付して、当該様式を場長に送付するものとする。この場合において、航空機搭乗申請書を受理した者は、当該航空機搭乗申請書の真正性について確実に確認を実施するものとする。
- (2) 場長は、前号の部外者の搭乗を承認したときは、別紙様式第5により、その旨を当該部外者に通知するとともに、その写しを当該所属長に送付するものとする。

7 部外者の他自衛隊に所属する航空機への搭乗

- (1) 所属長は、その所掌業務に関し、部外者が他自衛隊に所属する航空機に搭乗する必要がある場合には、当該部外者に別紙様式第6の提出を求め、意見を付して、当該様式により、総務官の合議を経て、長官に申請するものとする。この場合において、航空機搭乗依頼書を受理した者は、当該航空機搭乗依頼書の真正性について確実に確認を実施するものとする。
- (2) 長官は、搭乗の必要を認めた部外者について、当該自衛隊の規則に基づき、当該他自衛隊の航空機使用者に対し、搭乗を依頼するものとする。

8 航空生理訓練

- (1) 所属長は、その所掌事務に関し、隊員が航空生理訓練及び飛行適応検査の実施に関する達（昭和43年航空自衛隊達第7号。以下「達」という。）の規定に基づく航空生理訓練（以下「訓練」という。）を受ける必要がある場合には、達第20条第2項に規定する文書及び診断書を添付して、長官に申請するものとする。

(2) 長官は、訓練の必要を認めた隊員について、達第20条第1項の規定により航空幕僚長に依頼するものとする。

9 部外者の搭乗の報告

場長は、四半期ごとの部外者の航空機搭乗状況について、各四半期終了後15日以内に別紙様式第7により長官に報告するものとする。

10 その他

- (1) 部長等は第3項第3号及び第4項第2号に規定する手続に係る事務を、所属長は第7項第2号に規定する手続に係る事務を、長官官房人事官は第8項第2号に規定する手続に係る事務を、それぞれ行うものとする。
- (2) この通達に定めるもののほか、航空機の搭乗に関し必要な事項は、所属長が定める。

別紙様式第1（第3項関係）

防衛装備庁長官 殿

年 月 日
部長等名

航空機搭乗申請書

搭乗者	所 属	
	官 職 （ 階 級 ）	
	ふ り が な 氏 名	
	生 年 月 日 （ 歳 ）	
	認 識 番 号	
	航空従事者技能証明書の種類	
	連絡先：住所（電話番号）	
搭 乗 機 種		
搭乗日時（又は時間）及び場所		
搭乗を必要とする理由		

上記の搭乗を承認する。

年 月 日
防衛装備庁長官

- 注：1 搭乗者が複数の場合は、搭乗者を別紙に記載することができる。
2 用紙の寸法は、日本産業規格A4判とし、縦に使用する。

別紙様式第2（第3項関係）

岐阜試験場長 殿

年 月 日
施設等機関の長

航空機搭乗申請書

搭 乗 者	所 属	
	官 職 （ 階 級 ）	
	ふ り が な 氏 名	
	生 年 月 日 （ 歳 ）	
	認 識 番 号	
	航空従事者技能証明書の種類	
	連絡先：住所（電話番号）	
搭 乗 機 種		
搭乗日時（又は時間）及び場所		
搭乗を必要とする理由		

- 注：1 搭乗者が複数の場合は、搭乗者を別紙に記載することができる。
2 用紙の寸法は、日本産業規格A4判とし、縦に使用する。

別紙様式第3（第4項関係）

防衛装備庁長官 殿

年 月 日
部 長 等 名

航 空 機 搭 乗 申 請 書

搭 乗 者	所 属	
	官 職 （ 階 級 ）	
	ふ り が な 氏 名	
	生 年 月 日 （ 歳 ）	
	認 識 番 号	
	航空従事者技能証明書の種類	
	連絡先：住所（電話番号）	
搭 乗 機 種		
搭乗日時（又は時間）及び場所		
搭乗を必要とする理由		

- 注：1 搭乗者が複数の場合は、搭乗者を別紙に記載することができる。
2 用紙の寸法は、日本産業規格A4判とし、縦に使用する。

別紙様式第4（第5項関係）

防衛装備庁長官 殿

年 月 日
所 属 長 名

航 空 機 搭 乗 申 請 書

搭 乗 者	所 属	
	官 職 (階 級)	
	ふ り が な 氏 名	
	生 年 月 日 (歳)	
	認 識 番 号	
	航空従事者技能証明書の種類	
	連絡先：住所（電話番号）	
乗 組 機 種		
乗組日時（又は時間）及び場所		
乗組を必要とする理由		

上記の搭乗を承認する。

年 月 日
防衛装備庁長官

注：用紙の寸法は、日本産業規格A4判とし、縦に使用する。

別紙様式第5（第6項関係）

岐阜試験場長 殿

年 月 日
会 社 名 等

航 空 機 搭 乗 申 請 書

搭 乗 者	職 名 又 は 職 業	
	ふ り が な 氏 氏 名	
	生 年 月 日 (歳)	
	連絡先：住所（電話）・氏名	
搭 乗 機 種		
搭乗日時（又は時間）及び場所		
搭乗を必要とする理由		
<p>上記の搭乗の必要を認める。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 所 属 長 名</p>		

上記の搭乗を承認する。

年 月 日
岐阜試験場長

- 注：1 搭乗者が複数の場合は、搭乗者を別紙に記載することができる。
2 用紙の寸法は、日本産業規格A4判とし、縦に使用する。

別紙様式第6（第7項関係）

防衛装備庁長官 殿

年 月 日
会 社 名 等

航 空 機 搭 乗 依 頼 書

搭 乗 者	職 名 又 は 職 業	
	ふ り が な 氏 氏 名	
	生 年 月 日 (歳)	
	連絡先：住所（電話）・氏名	
搭 乗 機 種		
搭乗日時（又は時間）及び場所		
搭乗を必要とする理由		
<p>上記の搭乗の必要を認める。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 所 属 長 名</p>		

- 注：1 搭乗者が複数の場合は、搭乗者を別紙に記載することができる。
2 用紙の寸法は、日本産業規格A4判とし、縦に使用する。

防衛装備庁長官 殿
 (長官官房総務官気付)

岐阜試験場長

部 外 者 航 空 機 搭 乗 状 況 報 告 書

訓令適用条号等 実施場所	第 6 条										第 7 条																			
	第3号		第4号		第5号		第6号		小計		第5号 の2		第5号 の3		第6号		第7号		第8号		第9号		第10号		第11号		第11号 の2			
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員

第 7 条										第 8 条														合計					
第11号 の3		第11号 の4		第11号 の5		第12号		小計		第1号		第2号		第3号		第4号		第5号		第6号		第7号			小計				
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員		件数	人員	件数	人員	

注：用紙の寸法は、日本産業規格A4判とし、横に使用する